

公共測量の終了（令和4年度）

更新年月日：令和5年3月31日

- ・ 測量法（昭和24年法律第188号）第39条で準用する同法第14条第2項の規定により、下表のとおり公共測量が終了しました。

公示日	作業機関	測量地域	測量期間	作業の種類
令和5年2月9日	相双農林事務所長	南相馬市小高区蛭沢地内	令和3年10月15日 ～ 令和5年1月31日	公共測量（境界測量に伴う基準点測量）
令和5年3月31日	相双農林事務所長	南相馬市鹿島区上栃窪地内 外	令和4年8月30日 ～ 令和5年3月23日	公共測量（境界測量に伴う基準点測量）
令和5年3月31日	相双農林事務所長	南相馬市鹿島区上栃窪地内 外	令和4年9月12日 ～ 令和5年3月23日	公共測量（境界測量に伴う基準点測量）